

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が、9月30日(日)で終了します。

後納制度を利用するには、9月28日(金)までに彦根年金事務所(外町)への申込が必要です(9月30日は日曜日のため)。

※老齢基礎年金を受給している人は、後納制度は利用できません。
※詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004番、彦根年金事務所(外町)国民年金課 ☎23-1114番

平成30年度ひこね市民活動促進助成事業の助成対象事業が決定しました

市では、地域社会の新たな担い手として注目されている市民活動団体が、自主的・自立的に行う社会貢献活動を応援しています。今年度は、下表のとおり6団体への助成が決定しました。

事業の名称	団体名
多文化教育ボランティア養成事業	彦根にほんご教師会
アーティストインレジデンスin高宮	おとくらプロジェクト
日加親善野球大会	Shin-Asahi日本遠征実行委員会
彦根にホテルを戻そうプロジェクト	IVUSA長浜
彦根市民防災マニュアルの4言語翻訳および印刷物・ファイルの提供	ボランティア日本語教室スマイル
彦根の図書館の新たな発展を日ざして	彦根の図書館を考える会

※順不同

問い合わせ先 囲まちづくり推進室 ☎30-6117番、FAX22-1398番

認知症を知る出前講座(認知症サポーター養成講座)

認知症は、脳の病気によるもので、誰でもなる可能性があります。認知症の人は、記憶障害などにより日常生活に支障が出るため、周りの人との関係が損なわれたり、家族が疲れ果てたりすることも少なくありません。



▲受講者には、オレンジリング(認知症サポーターの目印)をお配りします。

しかし、周りの人が認知症の人やその家族を見守り、手助けすれば、認知症の人が住み慣れた地域で生活することができます。まずは認知症を知ることから始めませんか。5人以上受講者が集まれば、希望日に講師を派遣します。受講料は無料です。詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ先 囲医療福祉推進課 ☎24-0828番、FAX24-5870番

屋外広告物 クリーンキャンペーン

全国一斉に実施される「屋外広告物適正化旬間」に併せて、市内で屋外広告物法と同法に基づく条例の普及・啓発などを実施します。

<屋外広告物とは> 文字、イラスト、写真などを常時または一定期間継続して、屋外で公衆に対して表示するもの(看板)です。

<広告物の設置が禁止されている物件> 街路樹、消火栓、ガードレール、信号機、橋りょう、高架構造物、彫像、郵便ポスト、電話ボックス、道路標識、石垣
※電柱、街灯柱などには、貼り紙、貼り札、立看板、広告旗を設置できません。

<屋外広告物の許可申請をしましょう> 屋外広告物を表示・掲出する場合は、設置する地域及び広告物の種類などによって、あらかじめ市へ許可申請が必要です。彦根市屋外広告物条例の基準や彦根市景観計画などを確認し、周辺地域の景観に調和するように計画しましょう。事前相談も受け付けています。

<屋外広告物の安全管理をしましょう> 看板が屋外に長年設置されて老朽化すると、落下や倒壊などの危険性があり、重大な事故につながるおそれがあります。所有者・占有者が責任を持って、定期的な安全点検を実施してください。
問い合わせ先 囲都市計画課 ☎30-6124、FAX24-8517

巡回市長室

日時 9月28日(金) 午後7時~同9時
場所・申込場所 西地区公民館(本町一丁目)
定員 5人(団体)(先着順)
申込期間 9月1日(土)~同27日(木)
問い合わせ先 囲まちづくり推進室 ☎30-6117番、FAX22-1398番

※申込方法など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

お詫び
広報ひこね8月1・15日合併号6ページ「水道メーターの取替」に、次の内容が記載できていませんでした。お詫びして掲載します。
▼取替作業の立ち会いは必要ありません(メーターが屋内にある場合などを除く)が、敷地内に業者が立ち入ります。メーターボックス上の駐車などは作業の支障になります。円滑に交換作業を行うため、ご協力をお願いします。
問い合わせ先 彦根市上下水道料金お客様サービスセンター ☎27-2802番、FAX27-2803番

自然観察会 タカのわたり

<内容> 秋に南国へ帰っていく渡り鳥や植物を佐和山の山頂で観察します(天候により中止になることがあります)。
<日時> 9月23日(日・祝) 午前9時~正午 <場所> 佐和山 ※東山観光駐車場(龍潭寺前)に午前8時50分までに集合してください。
<費用> 100円(就学前までは無料) <定員> 30人(先着順) <持ち物> 水筒(あれば) 双眼鏡など <申込期間> 9月3日(月)~同21日(金) <申込問い合わせ先> 快適環境づくりをすすめる会事務局(围生活環境課内) ☎30-6116番、FAX27-0395番
※電話かFAXでお申し込みください。



▲昨年の自然観察会の様子

障害者 スポーツカーニバル

<内容> フライングディスク、パン食いレースなど、誰もが楽しむことができる競技内容です。
<日時> 10月6日(土) 午前9時30分~午後3時(受付午前9時) <場所> プリチストン彦根工場(高宮町) 体育館 <対象> 市内在住の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人など <費用> 無料(昼食は主催者が用意します) <持ち物> 運動のできる服装、体育館シューズ(上靴)、タオルなど <申込期限> 9月14日(金) <申込問い合わせ先> 围障害福祉課(〒522-0041 平田町59-4 围障害福祉センター内) ☎707番 ☒ shogafukushi@nacity.hikone.shiga.jp ※围障害福祉課にある参加申込書に必要事項を書いて、直接窓口または郵送、FAXでお申し込みください(申込書の記入に代筆などの支援が必要な場合はお問い合わせください)。



市内業者で施工するリフォームの経費を一部助成します! 「住もうよ! ひこね」リフォーム事業 第2回 事前申込

市内に本社がある法人、または市内に住所がある個人の施工業者を利用して、住宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成します。

対象工事 次の①~③を全て満たしている工事
①「増築、改築、修繕等の工事」「下水道工事」「外構工事」「防犯対策工事」「省エネ対策工事」のいずれか(新築工事および新築工事と併せて行う工事は対象外)
②平成30年度中の工事(4月1日以降に着工し、平成31年3月31日までに完了する工事)
③助成対象工事の経費が20万円以上(消費税込み)の工事
※対象となる工事について、本事業と併せて、他の補助(国・県や彦根市)を受ける場合、その補助金額は、助成対象経費から外します。
対象住宅 市内の住宅(マンションなどの集合住宅は自己所有部分のみ、店舗などの併用住宅は居住部分のみが対象。事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外)。

申請要件 次の①~④を全て満たすこと
①申請者は、申請する市内の住宅に居住し、その場所に住民登録をしていること
②申請する住宅(外構工事の場合は、その住宅の敷地を含む)は、申請者またはその2親等内の親族が所有していること
③申請者は、申請時に市税の滞納がないこと
④申請する住宅(その住宅の敷地を含む)の固定資産税に滞納がないこと
助成額 ①②いずれも千円未満は切り捨て

①助成対象工事経費の10%で、最高10万円
②次のいずれかの世帯に該当する場合は、助成対象工事経費の15%で、最高15万円
移住 平成29年4月1日から交付申請日までに彦根市外から彦根市に転入している
新婚 平成29年4月1日以後に婚姻の届出をし、同居して婚姻を継続している
子育て 中学生以下の方が同居している
三世帯同居 親・子・孫などの三世帯以上が同一の敷地内に居住している
※各世帯とも交付申請日に世帯全員が住民登録し、同居していることが必要です。
申込方法 围地域経済振興課、支所、各出張所にある事前申込書に記入し、围地域経済振興課に提出してください。申込書は彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。
受付期間 9月3日(月)~10月31日(水)
留意事項 事前申込をする人は、当選に備え、工事前に、本事業の「手引き」(围地域経済振興課、支所、各出張所にあります。彦根市ホームページにも掲載しています)を確認の上、必要書類を準備してください。**必要書類が不足する場合は、申請を受け付けることができません。特に、工事前に工事箇所の詳細な写真を撮影しておいてください。**
問い合わせ先 围地域経済振興課 ☎30-6119、FAX24-9676